

資 料
No. 2
都市整備部

平成23年12月12日

金町駅南口地区の街づくりについて

1 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業について

(1) これまでの経緯

金町六丁目駅前地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）では、これまで市街地再開発組合の設立に向けた関係権利者の一層の理解を得るための活動を進めてきたところである。

このたび、都市再開発法第15条第1項の規定に基づき、準備組合から区長に対し「市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告」申請がなされた。これを受け、区では同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第2項及び第3項に基づき、これを公告するとともに2週間公衆の縦覧に供することとし、公告の日から30日間、未登記の借地権を有する者の申告を受け付ける手続きを開始した。

なお、併せて広報かつしか（11月25日号）と区ホームページにより「施行地区となるべき区域の公告・縦覧」及び「未登記の借地権を有する者の申告」に係る情報提供を開始した。

※施行区域図…裏面参照

- 11月17日 「施行地区となるべき区域の公告」申請
- 11月28日 施行地区となるべき区域の公告
- 11月28日から12月12日まで 縦覧期間
- 11月28日から12月27日まで 未登記の借地権申告期間

(2) 今後の予定

- 平成24年度 市街地再開発組合設立
- 平成25年度 権利変換計画認可
- 平成25年度 工事着手

(施行区域図)

